

ID: 36

担当部署: 健康福祉部 保育課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市保育所条例 第4条第2項		
例規番号	昭和38年条例第33号		
<p>【基準】 第4条の規定による。 (保育料)</p> <p>第4条 前条に規定する保育所(以下「市立保育所」という。)の保育料は、真岡市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例(平成27年条例第5号)第3条第1項に定める額とする。</p> <p>2 市長は、市立保育所において保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定に係る保護者をいう。以下同じ。)から保育料を徴収する。</p> <p>3 市長は、教育・保育給付認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき保育料を負担することが困難と認められるとき、又は特に必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日